

## 三重県公共事業再評価審査委員会運営要領

### (趣 旨)

第1条 本要領は、三重県公共事業再評価審査委員会条例（以下「条例」という）第8条に基づいて、三重県公共事業再評価審査委員会（以下「委員会」という）の運営等に関して必要な事項を定める。

### (会議の開催時期)

第2条 委員会の会議は、再評価の必要な事業がある場合に条例第6条に基づき開催する。

### (委員会の透明性の確保)

第3条 委員会の透明性、客観性の確保と個人のプライバシー保護、会議における素直な意見交換、意志決定の中立性の確保の観点から、会議は報道機関等に対し、次の条件を付し原則として公開とする。ただし、委員長の判断により非公開とすることができる。

なお、会議を非公開とした場合、要請があれば、委員長が会議終了後、会議の概要を伝達することができる。

審議中（審議に入る前の頭取りは除く）は、撮影、録音は委員長の許可を得た場合を除き、禁止することとする。

審議中の傍聴者の発言、その他会場の秩序を乱し、会議の公正、円滑な運営に支障となる行為は禁止するものとする。

2 この運営要領に定めるものほか、別途一般傍聴者に対して傍聴要領を定め、会場入室前に事務局が周知を図ることとする。

3 会議で用いた資料についても原則として公開とする。なお、委員長が会議を非公開とした場合については、資料についても非公開とする。

4 議事録については、個人情報を除き、後日公表する。

ただし、会議を非公開とした場合は公表しない。

### (その他)

第4条 三重県以外の事業主体が実施する事業が、三重県が実施する事業と密接に関連している場合には、委員会で審議できるものとする。

### (付 則)

この要領は、平成12年9月30日から施行する。

この要領は、平成14年8月6日から施行する。